

## ○浸水警戒区域設定上の課題について

200年確率降雨時に  
**3m以上浸水**  
するところに家屋があると



- 平屋は水没する。
- 2階の床面が浸水する
- 木造家屋は浮き上がる可能性がある

### 流域治水条例第13条

県民の生命または身体に著しい被害を生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、**一定の建築の制限をすべきもの**を「**浸水警戒区域**」として指定することができる。

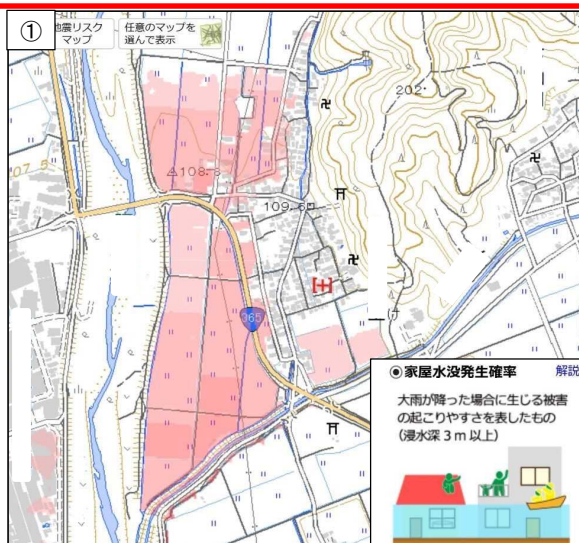


### ○課題

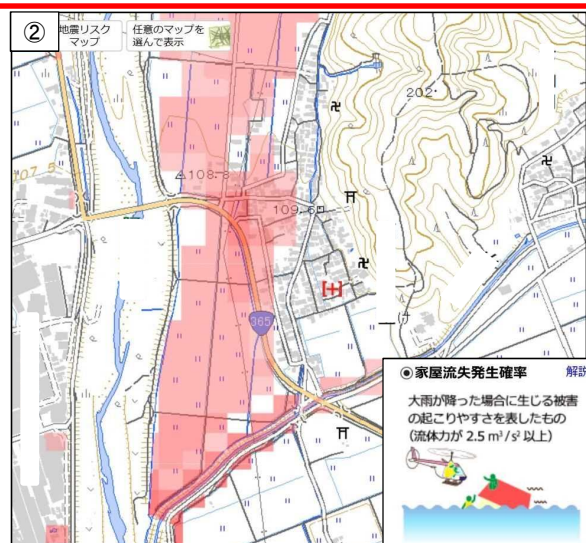
「**流体力 $U^2h=2.5$ の区域**」および「**土砂災害警戒区域**」のリスクが重複する場合の指定および安全な住まい方を如何に進めていくか。

### 具体例（1）

浸水警戒区域予定地について、家屋水没が想定される①「想定浸水深3m以上の区域」と家屋流出の可能性のある②「流体力 $U^2h=2.5$ 以上の区域」が重複する。



想定浸水深3m以上（浸水警戒区域予定地）

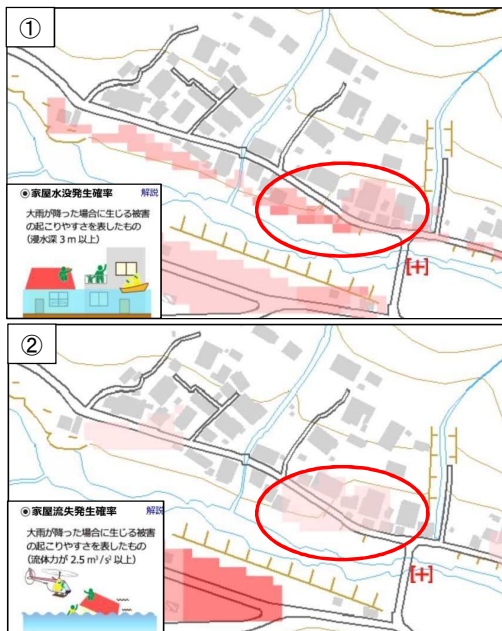


流体力 $U^2h=2.5$ 以上

地先の安全度マップ1/200（最大時間雨量131mm）

## 具体例（2）

浸水警戒区域予定地について、①「想定浸水深3m以上の区域」と②「流体力  $U^2h=2.5$ 以上の区域」と③土砂災害により住民等の生命に危害が生じる「土砂災害警戒区域等」が重複する。



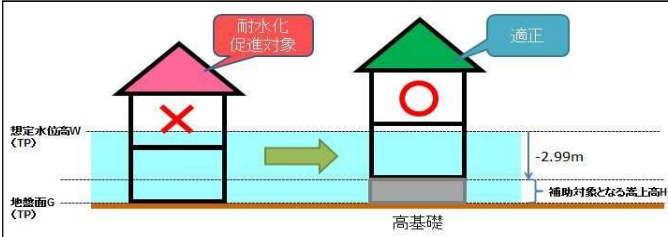
①～③全てに該当する家屋が存在

地先の安全度マップ1/200(最大時間雨量131mm)

## 浸水警戒区域内における安全な住まい方への誘導



(既存不適格住宅等の場合)



**【基本的な支援(補助)の考え方】**  
 ・流域治水条例における「浸水警戒区域」は、建築基準法に基づく「災害危険区域」と位置づけ、建築規制を適用し、安全な住まい方へ誘導するものです。  
 ⇒ **個人住宅を浸水リスクに適合した建築物(耐水化)に誘導し、その対策(改善)に対して補助を行うことを基本**とします。  
 なお、地区の特性等から避難場所整備が合理的な場合、避難場所等の補助を行います。

↓ 浸水リスクのみ安全性確保

## ○問題点

「**浸水警戒区域**」に「**流体力  $U^2h=2.5$ の区域**」「**土砂災害警戒区域**」のリスクが重複する場合、安全な住まい方へ誘導できない。